

三成八幡神社負担金（寄附金）の値上げ問題について

三成八幡神社より、神社への町内会の負担金（寄附金）の 500 円の増額が求められています。【別紙「負担金の値上げについて」参照】

このことは数年前より要請されていたことですが、コロナ禍により総会が開かれないう状態が続き昨年度初めて総会で提起されました。しかしその時点では増額の根拠がよく分からないという意見が多く結論は保留となっております。

そこで今年度役員会として検討いたしましたのでその結果をお伝えします。

1. 現状認識

神社側からの 500 円増額の根拠は令和 2 年度の単年度収支が -4803,500 円となることから 1 世帯当たり 500 円の負担増となるとのことだが、実際には 3 年に 1 度神楽の開催に際して寄附金を集めており 3 年間を通しての収支を見る必要がある。そのため、おしなべて計算すると単年度では 150,000 円ほどの赤字になると予測される。従って一世帯当たり 150 円から 200 円の増額でも、収支を均衡させることは可能だろうと考える。従って 200 円程度の増額でよいとも考えられる。【別紙「三成八幡神社収支の推移」参照】

しかしながら単年度だけ考えればそうであるが、現状、現在の町内会からの負担金（寄附金）及び 3 年に 1 度の神楽寄附金の額では、早晚現預金が枯渇し神社の維持運営は行き詰ることが明らかである。負担金を仮に 500 円上げたとしても、このままでこの先神社が維持運営していけるかも疑問である。実際平成 30 年に神社の大規模な修繕のために寄付を募ったが十分な金額が集まらず工事できずにいる部分もあり、またそれ以外にも全体的に老朽化しており維持管理に相当の資金が必要である。また、神輿についてもかなり古くなり抜本的な修理が必要ではあるのだが、1,000 万円単位の費用が掛かり今はどうしても修理せざるを得ない箇所のみを少しずつ修理している現状である。

従って、八幡神社を維持していこうと思うなら抜本的に考えていかざるを得ないと考える。

2. 選択肢

選択肢 1

八幡神社への負担金の 500 円の増額を認め、町内会費年 7,500 円、うち八幡神社への負担金 1,500 円とする。

選択肢 2

八幡神社への負担金の増額を認め年 1,500 円とするが、町内会費は据え置き年 7,000 円とする。他で使える資金は減るがその範囲でやりくりする。

選択肢 3

負担金増額を 200 円程度に抑えるよう交渉し、町内会費は 7,200 円とするかまたは 7,000 円に据え置く。

選択肢 4

負担金も町内会費も据え置く。

選択肢 5

現在神社への負担金は町内会員全員が負担する町内会費の一部という位置づけであるが、「自治会による神社管理費の一括徴収が個人の信教の自由ないしは信仰の自由に対する侵害にあたる」という裁判の判例がある通り問題であるので、町内会費に神社負担金を含めるのをやめる。その代わりに氏子集団を組織しそこが徴収すべきであり、金額についてもそこが決めるべきことである。

本来神社へは各自の任意の寄附金であるはず。従って払うかどうかは各個人が判断することで、またその金額を町内会が決めることではない。従って町内会費は 6,000 円とし、神社への負担金（寄附金）には関与しない。

3. 役員会としての結論

上記選択肢のうち選択肢 5 を選択する。

なお、かつては町内会費と神社負担金（寄附金）を別々に集金していたが、面倒であるので一括して集金するようになったという経緯がある。集金する手間を省くため神社負担金については、氏子集団が町内会にその集金を委託する形とし町内会費と神社負担金を同時に集金することとする。

※（参考）裁判の判決文の中から抜粋

① 「自治会の活動及び運用実態をみるとその公共性が法的にも明確に位置づけられている上、加入及び脱退の自由が、いずれも大きく制限されており、これらによると、自治会は、強制加入団体とは同視できないとしても、それに準ずる団体であるというべきである」から、「その運営は、構成員が様々な価値観、信仰を持つことを前提になされなければならない」。

② 神社管理費は、「宗教性のある特定宗教関係費と認められ、自治会の活動目的の範囲外の支出」であって、地元自治会が「特定宗教関係費の支出を続けながら、会員らから会費を徴収するということは、原告会員らにとっては、自治会会員であるために、信仰しないことを誓った神社神道のために自治会費の支払を余儀なくされるということ」に他ならない。

③ 以上から「原告町民らに対し、宗教上の行為への参加を強制するものであったと認められる」。従って自治会による神社管理費の一括徴収が会員の信教の自由ないしは信仰の自由に対する侵害にあたる。

令和6年 1月 8日

各位

三成八幡神社

総代長 笠井 公俊

宮司 豊岡 高和

負担金（寄付金）の値上げについて（お願い）

平素神社活動について御協力いただき厚くお礼申し上げます。永らく1,000円の負担金をお願いしてまいりましたが、物価の上昇や参加者の安全保障など諸費用が高くなったことから令和6年度から1,500円にお願い申し上げます。

1 負担金の値上げの必要性

下記の収入支出の状況を参照にしてください。

- 祭りを行うとすれば「支出R2年予算」のとおり少なくとも171万9,500円必要となります。

収入予算－支出予算＝－48万3,500不足となりますので1戸あたりにすると503円追加負担となります。

*前年度の繰越金32万6,725円は平成30年度の神楽の寄付金72万8,000円があるため繰越金になったものと考えられるので0円として計算しています。

- 以上の必要性により令和6年度から1,500円の負担をお願いしたいと考えていますのでご検討をお願いします。

2 収入・支出の状況

収入（決算・予算）

	H29	H30	R元年	R2年度予算
前年度繰越金	477,410	537,473	759,964	0
寄付金（負担金）	903,000	962,000	961,000	961,000
神徳高揚資金(大麻)	24,000	25,000	25,000	25,000
神楽寄付金	0	728,000	0	0
雑収入（祝儀等）	333,383	289,513	312,162	250,000
合計	1,737,793	2,541,986	2,058,126	1,236,000

支出（決算・予算）

	H29	H30	R元年	R2年予算
神饌費	22,966	24,816	9,500	9,500
宮司手当・助勤手当	160,000	190,000	190,000	190,000
祭典費	601,843	931,997	817,024	810,000
維持費	415,511	635,209	714,877	710,000
合計	1,200,320	1,782,022	1,731,401	1,719,500

文書作成責任者

三成八幡神社総代長 笠井公俊

☎48-2859（FAX兼用）携帯090-8715-8153

三成八幡神社収支の推移

収入の部												
款	項	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4	R5	R6 (未確定)	R7(予測)
繰越金		276,121	363,762	642,506	477,410	537,473	759,964	326,725	2,692,325	2,958,163	2,752,132	2,730,873
寄付金	負担金	928,000	890,000	899,000	903,000	962,000	961,000	961,000	991,000	996,000	996,000	996,000
神徳高揚資金	神徳高揚資金	25,000	24,000	25,000	24,000	25,000	25,000	25,000	30,000	43,000	43,000	43,000
神楽寄付金	神楽寄付金	0	838,000	0	0	728,000	0	0	0	0	554,700	0
雑収入	雑収入	279,835	280,273	313,280	333,383	289,513	312,162	250,000	199,355	278,249	176,000	176,000
単年度収入(A)		1,232,835	2,032,273	1,237,280	1,260,383	2,004,513	1,298,162	1,236,000	1,220,355	1,317,249	1,769,700	1,215,000
合計		1,508,956	2,396,035	1,879,786	1,737,793	2,541,986	2,058,126	1,562,725	3,912,680	4,275,412	4,521,832	

(A) 繰越金を除く単年度収入

支出の部												
款	項	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4	R5	R6 (未確定)	R7(予測)
神饌費	神饌費	7,272	10,060	9,063	22,966	24,816	9,500	9,500	4,829	5,772	6,000	6,000
手当	宮司手当	100,000	100,000	100,000	100,000				100,000	100,000	100,000	100,000
	助勤手当	60,000	60,000	60,000	60,000				90,000	90,000	90,000	90,000
	小計	160,000	160,000	160,000	160,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
祭典費	良神社祭典費	20,000	20,000	20,000	20,000				0	0	0	0
	神楽費	0	280,000	0	0				0	0	338,896	0
	例祭準備費	392,607	706,619	372,264	581,843				103,001	832,044	780,063	780,063
	神楽人賄費	0	0	0	0				0	0	0	0
	小計	412,607	1,006,619	392,264	601,843	931,997	817,024	810,000	103,001	832,044	1,118,959	780,063
維持費	神社費	225,656	224,900	224,900	224,900				235,240	235,240	240,000	240,000
	水道料	26,166	25,788	33,090	27,058				21,890	32,086	33,000	33,000
	電話料	32,675	32,826	32,813	32,813				44,598	45,236	46,000	46,000
	電気料	21,378	20,495	14,882	20,100				18,862	15,640	16,000	16,000
	維持費	164,670	167,486	399,450	63,040				317,577	146,322	120,000	120,000
	雑費	94,770	105,355	135,914	47,600				18,520	20,940	21,000	21,000
	小計	565,315	576,850	841,049	415,511	635,209	714,877	710,000	656,687	495,464	476,000	476,000
単年度支出(B)		1,145,194	1,753,529	1,402,376	1,200,320	1,782,022	1,731,401	1,719,500	954,517	1,523,280	1,790,959	1,446,063
単年度収支A-B		87,641	278,744	-165,096	60,063	222,491	-433,239	-483,500	265,838	-206,031	-21,259	-231,063
単年度収支3年移動平均				67,096	57,904	39,153	-50,228	-231,416	-216,967	-141,231	12,849	-152,784
H26年度よりの繰越金		87,641	366,385	201,289	261,352	483,843	50,604	-432,896	-167,058	-373,089	-394,348	-625,411

特別会計

特別会計繰越金		2,574,399	2,575,042	2,575,687	2,576,330			0	0	0	0	0
---------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	---	---	---	---	---

令和3年全額解約その一部を一般会計に繰り入れた